

生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

『働き方改革推進支援助成金』※をご存知ですか？

※労働時間短縮・年休促進支援コース

申請期限
2020年
11月30日

2020年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。
このコースは生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主様を支援する制度です。

助成対象システム

- ・ 就業・勤怠管理システム「就業大臣」
- ・ 「就業大臣」連携ICタイムレコーダー「SX-250D」、「SX-100D」
- ・ クラウド型打刻管理サービス「大臣スマート打刻サービス」



対象事業主様

労働者災害補償保険適用の中小企業事業主※であり、次のいずれにも該当すること

- (1) 交付申請時点で、「成果目標」1から4の設定に向けた条件を満たしていること
- (2) 全ての対象事業場において、交付申請時点及び支給申請時点で、36協定が締結・届出されていること
- (3) 全ての対象事業場において、交付申請時点で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること

※中小企業事業主の範囲→

労働者災害補償保険の適用事業主であり、AまたはBの要件を満たす必要があります。

業 種	A.資本または出資額	B.常時雇用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成内容

以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組の実施に要した経費の一部を支給します。

1. 労務管理担当者に対する研修
2. 労働者に対する研修、周知・啓発
3. 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング
4. 就業規則等の作成・変更
5. 人材確保に向けた取組
6. 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
7. 労務管理用機器の導入・更新
8. デジタル式運行記録計（デンタコ）の導入・更新
9. テレワーク用通信機器の導入・更新
10. 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗車機など）

※研修には、業務研修も含まれます。

※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません。

「就業大臣」
タイムレコーダなど
が対象

成果目標の設定 支給対象となる取組は、以下の「成果目標」1から4のうち1つ以上選択し、その達成を目指して実施してください。

1. 全ての対象事業場において、2020年度又は2021年度内において有効な36協定について、時間外労働時間数を縮減し、月60時間以下、又は月60時間を超え月80時間以下に上限を設定し、所轄労働基準監督署長に届け出を行うこと
 2. 全ての対象事業場において、週休2日制の導入に向けて、所定休日を1日から4日以上増加させ、規定後1ヶ月間においてその実績があること
 3. 全ての対象事業場において、特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇）の規定をいずれか1つ以上を新たに導入すること
 4. 全ての対象事業場において、時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入すること
- 上記の成果目標に加えて、対象事業場で指定する労働者の時間当たりの賃金額の引上げを3%以上行うことを成果目標に加えることができます。

支給要件

事業実施期間中（2021年1月29日（金）まで）に取組を実施すること

支給額

取組の実施に要した経費の一部を、成果目標の達成状況に応じて支給します。（以下のいずれか低い方の額）

（１）成果目標1から4の上限額および賃金加算額の合計額

（２）対象経費の合計額×補助率3/4※

※常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で6から10を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

● 成果目標2の上限額

- ・ 所定休日3日以上増加：50万円
- ・ 所定休日1～2日増加：25万円

● 成果目標3達成時の上限額：50万円

● 成果目標4達成時の上限額：50万円

【(1)成果目標1の上限額】

事業実施後に設定する 時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、 時間外労働時間数等が月80 時間を超える時間外労働時間 数を設定している事業場	現に有効な36協定において、 時間外労働時間数で月60時 間を超える時間外労働時間 数を設定している事業場
時間外労働時間数で 月60時間以下に設定	100万円	50万円
時間外労働時間数で 月60時間を超え、 月80時間以下に設定	50万円	—

【(1)の賃金加算額】

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3%以上 引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上 引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

申請書受付期限

2020年11月30日（月）（必着）までです。

※支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に受付を締め切る場合があります。

導入事例

労務管理用機器、労務管理用ソフトウェア導入例

Before

日報作成と、出退勤管理で
重複入力が発生し、作業が非効率！



直行直帰の社員が多いため正確な労働時間が
把握できなかった…
また、月末になると手書きの日報やタイムカード、
出勤簿を収集し、集計しなければならず大変…

打刻漏れの確認や入力データのチェックなどに
時間がかかっていた…
勤務形態が複雑なため集計に時間と手間が
かかっていた…

After

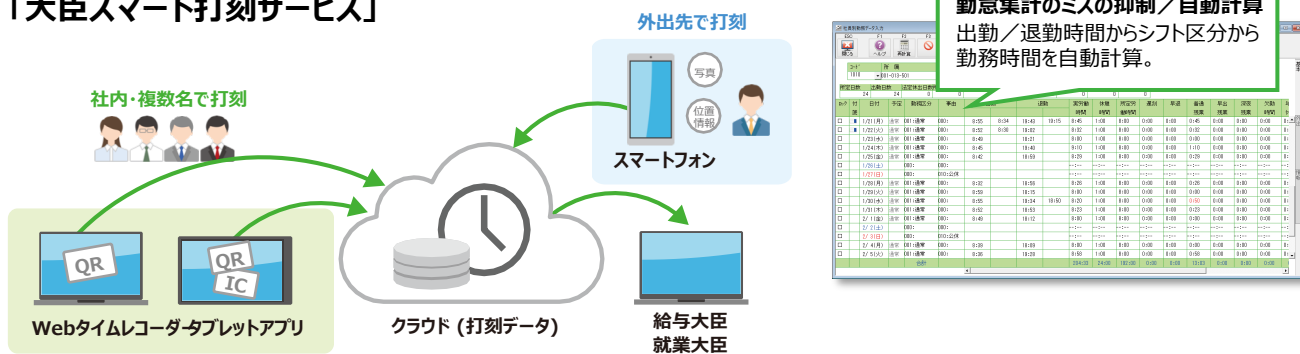
勤怠管理ソフト、タイムレコーダーアプリを導入



打刻情報のデータ化で、手間をかけていた
タイムカードの転記や入力作業が不要に
なり、給与計算ソフトに打刻データを取り
込むことで、勤務データの作成も簡単になった！

勤怠管理ソフトの導入により、シフト区分から
残業時間などの勤務時間を自動計算される
ようになり、転記ミス・集計ミスがなくなった！

PCやタブレット・スマートフォンで出退勤を打刻・管理
「大臣スマート打刻サービス」



※助成内容の詳細や利用方法につきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

製品カタログ・体験版は弊社ホームページ（<http://www.ohken.co.jp/>）よりダウンロードいただけます。

応研株式会社

東京 〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-27-12 応研新宿ビル
TEL：03-3299-0789 FAX：03-3299-0707
福岡 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-2-34 応研ビル
TEL：092-715-2789 FAX：092-735-1821

札幌 TEL：011-221-5567
仙台 TEL：022-224-3155
金沢 TEL：076-233-7608
名古屋 TEL：052-202-0070

就業大臣

検索

大阪 TEL：06-6443-8787
広島 TEL：082-248-2021
四国 TEL：089-998-2472